

議案第 18 号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和 4 年板橋区条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

本則中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第 15 条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

栄養士法及び児童手当法の改正に伴い、栄養士等の配置を求める規定に管理栄養士を加え、給付金として支払を受けた金銭の管理に係る規定に母子生活支援施設を加える必要がある。